



第215号

発行 埼玉県神社庁
さいたま市大宮区高鼻町1-407
電話048(643)3542

編集 庁報室
印刷 株式会社アサヒコミュニケーションズ

目次

憲法改正に向けて.....	2
特集 埼玉県神社庁設立までの彷徨 埼玉県における終戦直後の神社.....	4
神社庁設立七十周年記念 新庁舎建設事業について報告.....	8
雅楽普及研修会.....	10
本宗奉賛委員会および神宮大麻暦頒布始祭.....	10
平成二十七年神社実務研修会開催のお知らせ.....	10
庁務日誌抄.....	11
「神主さんと神社を学ぼう！」開催のお知らせ.....	11
埼玉県神道青年会事業報告.....	12



神道青年会 お田植祭 玉津島神社御神田にて 平成27年6月13日

憲法改正に向けて

曾根原 正 宏

日本を取り巻く諸情勢は、国民に国の立ち位置と憲法について考
える機会を与え、昨年十一月十日、「今こそ憲法改正を！一万人大会」
が日本武道館において開催された。

さて、神職が憲法を口にする時には、まずは国柄の有りようを知
り、近現代の日本の歩みを知ることにより、結果として憲法改正の
必要性も呑み込むべきではなからうか。

徳川幕藩体制の末期、西欧列強が亜細亞諸国に示した植民地化へ
の野心と軍事力が、我国の政体に変革をもたらした。そして、天皇
親政を掲げ明治維新が起こり、「五箇条の御誓文」に示された理念
を体現すべく、矢継ぎ早に諸制度を整え、明治二十二年（一八八九）
の大日本帝国憲法発布まで、御一新の大業は続いた。

明治九年九月六日、明治天皇は、元老院議長有栖川宮熾仁親王に
「朕爰ニ我建國ノ體ニ基キ廣ク海外各國ノ成法ヲ斟酌シテ以テ國憲
ヲ定メントス汝等ソレ宜シク之カ草按ヲ起創シ以テ聞セヨ朕將ニ之
ヲ撰ハントス」との勅語を賜った。その後、政府内の政変等、紆余
曲折があり、明治十五年改めて憲法制定のため、政府の中枢にあつ
た伊藤博文・井上毅等はお雇外国人のベルリン大学のルドルフ・
フォン・グナイスト、ウイーン大学のローレンツ・フォン・シュタ
インの両学者の教授により草案を練ったが、彼らは、「憲法は国の
歴史伝統文化をその中に盛り込む」ことの重要性を日本側に教授し
た。

後年、日本国憲法に係わったアメリカ人は、「GHQが日本国民
に憲法をおしつけたというが、もともと日本の憲法は外国製ではな
いか。してみれば、こんどわれわれ米国人が手をかしたのも、日本
の伝統にならなっているとおもえるが。」（児島襄「史録日本国憲法」）
と尊大に意を吐いている。

しかし、帝国憲法は創案に始まり制定に至るまで我国の意思が完
璧に表されているのであって、日本国憲法とは根底から異なるので
ある。

明治人は漢籍に学んだ素養を基に、懸命に欧米に学び、身に付け
た外国語彙を正確に理解し、翻訳語たる憲法（Constitution）とは、
その国の歴史や文化伝統に則した国家体制・国柄＝国体のことが先
ずあり、国家の運営に誤りの無きよう期した文言はその次のことと
し、誇り高く我が国の歴史と伝統文化を世界に知らしめるため、西
洋に学ぶ「和魂洋才」が大日本帝国憲法に発揮されているのである。

昭和二十年八月十五日「日本の政体は日本国民が自由に表明する
意思のもとに決定される」との条件をアメリカ政府に呑ませた上で、
終戦の詔勅が放送された。米陸軍省は予てより決定していた政治的
武装解除を図るとの占領政策にそって、軍事上、産業上、政治上と
日本を弱体化することを主眼とし、それが具体化されたものが日本
国憲法であり、新民法であり、神道指令となった。GHQはわずか
の時間と人によって草案を作成した。そして、憲法草案に携わる民
政局部内でも草案に対し意見が分かれる中、国際法を犯し我が国の歴
史、文化伝統を破壊する憲法制定を強要した。帝国憲法第七十三条
によって改正された日本国憲法が、それまでの歴史・文化伝統を否
定する（ポツダム宣言に一条を付けての降伏受け入れの否定＝国
体護持の否定）以上「憲法違反の憲法」であるといえよう。

大原康男氏によると、当時、憲法問題担当国務相を務めた松本蒸
治博士はポツダム宣言第十条にいう「日本国政府ハ日本国民ノ間
ニ於ケル民主主義的傾向ノ復活強化ニ対スル一切ノ障礙ヲ除去スヘ
シ」という表現に注目し、同宣言は、決して日本に対して憲法の全
面改正を義務付けたものではないと解し、最も重要な天皇の統治大
権の原則は変更なく、日本政府案を作成していったが、日本を弱体
化し、二度と立ち上がれないようにする敵国であることを主眼とし、
更には、皇室制度の全否定をも匂わせた圧力によって一蹴されて
いったという。

GHQが示唆を与えた憲法案は昭和二十一年十月二十九日枢密院
本会議を通過し、十一月三日公布され、翌年五月三日施行された。

昭和二十六年九月、サンフランシスコにおいて講和条約が調印さ
れ、翌年四月二十八日をもって、日本国は独立を果し主権の回復を
みた。

しかし、足掛け八年に亘る、米国の威圧的権力の行使による占領政策の中で、国民の多くは、この屈辱的扱いに慣れ、経済至上主義に陥り、独立回復の日を迎えても、占領政策に基づくすべての法規制度を改正する見識と気魄を取り戻せずにいた。

われわれ神社界は、戦後日本が経済発展によって物質的には豊かになった反面、戦後おろそかにされてきた精神的な価値の大切さを訴え、世界に誇る日本の文化・伝統を後世に正しく伝えることを目的に、昭和四十四年神道政治連盟を結成した。

その主な取り組みは、
・世界に誇る皇室と日本の文化伝統を大切に社会づくりを目指す。
・日本の歴史と国柄を踏まえた、誇りの持てる新憲法の制定を目指します。

・日本のために尊い命を捧げられた、靖国の英霊に対する国家儀礼の確立を目指します。

・日本の未来に希望の持てる、心豊かな子どもたちを育む教育の実現を目指します。

・世界から尊敬される道義国家、世界に貢献できる国家の確立を目指します。

の五つであり、「神道精神を国政の基礎に」を合言葉に、皇室の尊厳護持、正しい政教関係の確立、教育の正常化等の活動を通じて、国民の幸福、日本の繁栄、さらには世界の平和に寄与することを目的としてきた。

現在政党を始め個人・民間団体が各々憲法素案を公表しているところであるが、われわれ神社界が憲法改正の中でまず掲げなくてはならないものに、前文と天皇条項が挙げられよう。

今日、我が国を取り巻く環境は、誠に厳しいものがある。近隣諸国との関係だけを見ても、我々とは異なる価値観を持つ共産党が支配する国家「中華人民共和国」は、領海侵犯を繰り返し、核開発を進める朝鮮民主主義人民共和国、半島国家の宿命に揺れ動く大韓民国、そして、中華民国の姿勢、内なる諸問題は数え上げたら限りも

ないが、政治の墮落に始まり、経済・人力・国力の衰退は、憲法改正待ったなしの処へときている。

国家の存立の基礎を「国際社会の公正と信義」におき、国防と外交はアメリカに依存し続け、国政の中心課題は常に経済復興に向けての姿を一貫させているが、将来の国家像や社会の根幹は先送りになれたままである。

我々神職が「神社本庁憲章」を戴し、「敬神生活の綱領」と「神道政治連盟綱領」を拳々服膺し、祭祀の厳修を行うならば、憲法改正を真剣に問い、天皇条項と日本の歴史と国柄に基づいた憲法改正の早期実現を目指す処に立脚することは自明のことである。

先に「美しい日本の憲法をつくる国民の会」が結成され、昨年十一月十日開催された「今こそ憲法改正を一万人大会」に参加し、その熱気を肌と感じてきた。参加者の多くが、国の行末を憂うる心ある人々と感じたが、若者の数が少なかったことに一抹の不安を抱くのは筆者だけであろうか。来たる参議院選挙には満十八歳から選挙権が認められ、政治の流れを左右する存在となつてこよう。この若人たちは自分が生まれ、生き続ける日本の現状と将来の姿をしっかりと認識しているのか。そして、我々は、この若人たちに、日本の誇らしい歴史と、伝統文化を彼らが受け継げるように、継承をしっかりと行ってきたであろうか。

反動勢力は憲法改正阻止に向け、二十万人を上回る反対署名を集めると氣勢を上げている。これが現実となる可能性もあるとの危機感を持ち、全神職が天皇条項の改正に力点を置いた夫々のことばで発信しなければならぬ。殊に、神政連青年隊・神道青年会の若い諸氏には、歳近く共に将来の日本を担う仲間の神職として、これからの日本を担う若人に対し、天皇陛下を頂く国の歩みと誇り高き伝統文化を語り継いで欲しい。そして、自らは、自分たちの国に相応しい憲法とはどのようなものか、「憲法発布勅語」・「皇室典範及憲法制定二付テノ御告文」そして大日本帝国憲法上諭を精読し、神職としての改憲論を説く機会を多く持つてもらいたいと切望する。

(神道政治連盟埼玉県本部副本部長)

特集

埼玉県神社庁設立までの彷徨
埼玉県における終戦直後の神社

庁報編集室

本年は、埼玉県神社庁設立七十周年を迎える。平和というものがあたりまえの時代となつて久しいが、終戦直後の神社界は、GHQ（連合国軍最高司令官総司令部）による間接統治下にあつて、戦後の混乱の中、今後、神社が廃止の憂き目に遭うのではないかとこの恐れを懐きつつも、正に五里霧中の状態に置かれていた。

そして、昭和二十年十二月十五日にGHQが日本政府に宛てた覚書（国家神道、神社神道ニ対スル政府ノ保証、支援、保全、監督並ニ弘布ノ廃止ニ関スル件）の通称「神道指令」（以下、「神道指令」と記す）の発令によつて、神道および神社に対する公的な財政援助の停止、国家主義的・過激な国家主義的イデオロギー宣伝の禁止、教科書からの神道教義の削除、内務省神祇院の廃止、宗教の国家からの分離を徹底し、神社神道は、国の保護から離れ、軍国主義的、過激な国家主義的要素を除けば、他の宗教と同様の宗教的自由を有することなどが命じられた。

これにより、伊勢神宮なども廃止されることなく、翌年二月三日には、全国神社の包括団体として神社本庁が設立され、三月五日、埼玉県神社庁設立に至るのである。

今号では、戦後の神社界にとつて転換点となつた「神道指令」発令までの経緯において、斯界の存亡の危機に、本県の所沢市山口鎮座の中氷川神社が重要な役目を担つたことを認識し、記憶に留め置く機会とした。

昭和二十年八月十四日、日本は連合国が発した日本への降伏要求の最終宣言、いわゆるポツダム宣言を受諾した。この宣言には、「日本国政府ハ日本国国民ノ間ニ於ケル民主主義的傾向ノ復活強化ニ対スル一切ノ障礙ヲ除去スヘシ言論、宗教及思想ノ自由並ニ基本的人権ノ尊重ハ確立セラルヘシ」と国家神道を軍国種主義および超国家主義を煽動する宗教として捉えていたことを示唆する。

連合国側では、当初、国家神道の廃止を念頭に、占領政策が考え

られていたが、欧米諸国では、さらに神社を潰せという世論が渦巻いていた。

民間情報教育局は、昭和二十年九月二十二日に設置された連合国軍最高司令官の専門参謀部局の一つであった。局長に任命されたのはダイク代将、宗教課の課長はバンス大尉であった。この二名が、その後すぐ取りかかることになる、「神道指令」の上申責任者と起草者となつた。

「神道指令」起草のきっかけは、十月六日のアメリカのラジオ放送により、対日政策について、特に神道に関する米國務省の見解が、米国民向けに伝えられたことに端を発し、十月十三日、バンス大尉は、神道を国家から分離する指令の起草を命令されることになった。バンス大尉は、指令の届く前から、関連資料を読み、東京帝国大学の姉崎正治や宮地直一といった学者などと話し合いを持ったが、中でも、この間の十一日には、通訳もできる日本人研究者として、東京大学助教授の岸本英夫を総司令部民間情報教育局の教育と宗教の顧問的立場といいながら、重要な「非公式の助言者」として迎えていた。

結果として、岸本という神道側の立場や連合国側の考えを斟酌できる人物の存在が、「神道指令」に影響を与えた功績は大きい。

この経緯については、十七年を経過した昭和三十八年に新日本宗教団体連合会発行の『戦後宗教回想録』に収録された岸本英夫東京大学教授の『嵐の中の神社神道』および山口文治中氷川神社宮司の『進駐軍看視下に祭典を執行して』を併せ見るることによつて、GHQ側と、応対した神社側の内実が理解でき、往時の切迫した状況を如実に窺うことが出来る。

「ダイク代将の神社見学」岸本英夫『嵐の中の神社神道』より抜粋

村祭りに酔うダイク代将

その靖国神社の祭典から間もないころであった。埼玉県所沢町

に近い山口村の鎮守の祭りに、ダイク代将を案内したことも、印象に残っている。

これはダイク代将が、「どこか民間の神社の祭りを見たい」という希望を出したからであった。

宮地博士を通じて神社側に連絡したところ、「山口貯水池のある山口村で、ちょうど祭礼がありますから、どうぞ。」

と指定して招待して来たので、見学に出かけたものであった。

その神社は中氷川神社といい、かつては山口領九十二カ村の総鎮守として、領主の尊崇を受けたという、式内社であった。式内社というのは、第十世紀に出来た「延喜式」の中にすでに記載されている古社である。後になってきくと、その日にわざわざ臨時の祭礼を催したのだそうである。しかし、そうとは私はつゆ知らなかった。

その祭礼の日は十一月二十五日。さわやかな秋晴れの朝であった。ダイク代将と、バンス博士、ストップ大尉とジープに同乗して、秋の武蔵野を快く走った。神社に到着すると、村びとたちが大ぜい集まって、われわれを待っていた。

広い境内は、鬱蒼たる森に覆われていた。常盤木の緑の中に、今をさかりの紅葉、黄葉が、見事な色どりを添えて美しかった。その境内の一隅には、ダイクたちのために、ヨシズで囲い、杉の葉をしきつめた仮設の便所も設けられていて、土地の人々のゆかしい心配りを感じさせていた。

祭礼は、いかにものどかな村祭りであった。ことに奉納の浦安の舞は、笙、シチリキの雅楽も加わって、興をそえた。このような土地に、こんなりっぱな舞があるのかと感心したが、後年になってそれは宮中の雅楽部の人々が、秘かに馳せ参じたものとなった。

ダイク代将は、興味深げにその雰囲気にはたっていたが、やがて直会になり、酒も出た。酒を注ぐ宮司の娘さんの和服姿も、ひなびてあでやかであった。これもあとでできたことであるが、もし万一、来訪の米軍将校たちが、娘を一夜所望するというようなことがあった場合に、他の村の娘が犠牲になってはとの心づかいから、宮司さんが、決死の思いで、自分の娘さんを宴席に出した

のだったそうである。もちろん、そのような所望をすることなど夢にもあり得ない人々であった。

境内には、次第に楽しい気分がもたらがっていった。すると、一人の、一杯機嫌になった元気な中年の村びとが、

「ちょっと、火をかってほしいなあ」

と、笑いながら大きな声で言って、ダイク代将の席に近寄って来た。そして、代将からおそろおそろおそろタバコの火をかりて、そのタバコを得意げに示しながら、村人たちの席に戻って行った。

それはまことに純朴な、心なごむ光景であった。このころは、まだ占領後日も浅かった。進駐軍の軍人たちは、はじめて接する日本人からは鬼のように怖れられていた。それにもかかわらず、村の人人は、ダイク代将たちを、占領軍の将校としてよりも、むしろ遠来の客として、あたたかく祭りの中に迎え入れた。ダイク代将たちも、また素直にその雰囲気にとけ込んで行った。その結果、ダイク代将も、バンス博士たちも、民衆の中に生きる神社というものの姿に、純粹な印象を受けたようだった。

当日の私の日記は、次のように書かれている。

「西所沢、中氷川神社の新嘗祭参観、ダイク代将、バンス、ストップ両大尉。祭典十時半より。宮地先生も参加、浦安の舞あり、歓を尽す。司令部側に対して、よき知識を供給。」

以上のように、岸本英夫は回想している。次に、これに対応することになった神社側の宮司の奮闘ぶりについて、同書に載せた山口文治宮司の回想談『進駐軍看視下に祭典を執行して』から要所を抜粋してみた。

「その発端」

戦いに敗れたあの年の秋は、神社に奉仕するわれわれにとって、胸の痛まぬ日ではない、きびしい日々連続だった。

米軍機が、「神社をつぶせ」というビラを何度も撒布した。

次から次へ社会制度の改革を指令する進駐軍の手で、神社制度に対しても大変革の斧がふるわれることは必然と思われた。

これからの時代に、はたして神社が存続して行けるかどうかさえ、予断できないその頃の状況であった。

そんな中で、突然来宅された宮地直一博士から「十一月二十五

日の中氷川神社の新嘗の祭りを、総司令部の係官に見せてほしい」と依頼されたのは十一月二十二日のことである。

博士のお話しは、おおむね次の通りであった。「進駐軍の神社に対する悪感情は想像以上で、一昨日も総司令部の人たちを靖国神社の臨時大祭に案内したが、非常に機嫌が悪く、式典も終りきらぬうちに席を立って、直会場へ入ってしまうと言ったあんばいだった。その時の態度から、神社の上に何事もなければよいがと案じているのだが、昨日はまた電話で、『民社の祭りを見せるように。日は、十一月二十五日。場所は司令部からジープで一時間以内』と言う命令が伝えられて来た。そこでどこがよいかと協議した結果、こちらに白羽の矢が立ったわけだが、その見学によって、あの連中が悪い印象を受けるようなことがあると、全神社の浮沈にもかかわると思う。どうかそういう事情を汲んで、是非とも大役を引き受けてほしい」

これでは、私として軽々しく引き受けられるものではなかった。万一のことがあれば、自分の身はどうあれ、その累は全神社に及ぶのだ。

私は極力辞退した。しかし、宮地博士もねばり強かった。しかも当時はお社が県社だったから、こうしたことには、あらかじめ県の許可が必要だったが、すでにその諒解もとりつけて来て居られる手廻しのよさであった。

そう言う博士と押し問答をくりかえしているうちに、私の度胸もようやく据わった。そして、祭典に関しては、一切を私にまかせてもらおう、誰も絶対に口出しをしないとと言う条件で、私は祭典の執行を引き受けた。(以下略)

こうして山口宮司が突然に負わされた大任の重圧は大変なものであったことが推察される。

ただし、十七年という時間が経過しての回想だけに、それぞれの記憶の違いなどがある。中氷川神社が選定されるについては、『神社新報』平成二年三月五日号の「言霊」に、当時、その場に居られた多静子神社音楽協会会長(多忠朝宮内省楽部楽長の長女)が「浦安の舞 松波さんの聞きちがひ」という一文を寄稿され、事前に宮地(直一)博士と、当時、この中氷川神社の社務所に疎開していた

多忠朝宮内省楽部楽長との関係から決定したという記述があるの、補足としてここに紹介する。

「(前略)当時、私も多一家は、中氷川神社の社務所に疎開してをりました。終戦後、神社界が苦境に立たされていたころのことですが、宮地直一先生から父・多忠朝に、神社存続のため、どうしたらよいかといふ御相談がありました。

宮地先生は「占領軍から、とかく偏狭的に見られている神社の『祭』を實際に彼らに見せ、認識を改めさせたい」といふお話しでしたが、父との相談の結果、「それなら十一月二十五日の村祭を見学に来てもらはう」といふことになり、当日、マッカーサー司令部宗教政策担当官ウィリアム・バンズ博士やCIE(民間情報局)局長ダイク代将ほか数名と宮地先生がおいでになり、村祭を見学し、最後に子供たちが舞ふ「浦安の舞」を見たのです。(以下略)」

談したことから決定したことが判る。次に、再び、受入れ側の準備や当日の様子を山口文治宮司の回想談『進駐軍看視下に祭典を執行して』から見てみたい。

「その準備」

引き受けては見たものの、準備が大変だった。何しろ、当日まで中二日しかないのである。

すぐに氏子地域十二部落を代表する十二人の氏子総代をあつめて事情を説明した。みな真剣になってくれ、神饌用の野菜や魚を持ち寄る約束をしてくれた。

酒は神祇院から三升、県から二升、所沢町から二升来ることになつているから、直会の時に、氏子は飲む真似だけして、司令部の人たちに飲ませれば、何とか足りるだろう。

料理は、県の方から砂糖の代りに氷砂糖を持ってきてくれるはずだから、それを使って私の家内や娘につくらせよう。昼食には、外人は赤いものを好むと言うから、赤飯をたいて置こう。

直会場には、境内の考古館をあて、外人用の仮設便所をつくって置こう—と言うふうには、相談はまとまった。

またその当時、宮内省雅楽部長の多忠朝先生が御家族と共に社務所に疎開して来ておられ、氏子の少女に浦安の舞を教えておられたことも好都合だった。

多先生は、祭典の当日はその少女たちに浦安の舞を舞わせようと言われ、ただちに練習をはじめられた。また当日は宮内省の楽人を五人、応援に呼ぼう、そして先生自身は琴をひこう。舞姫の装束は、先生ご自慢の立派なものを貸そう、と言って下さったのは有難かった。

こうして準備をすすめながら、私は伊勢の大神をはじめ、八百万の神々に心からなる祈りをこめて、緊張のうちに当日を待ったのである。

その祭典

祭礼の当日は、素晴らしい秋晴れだった。「婦人たちに迎えをさせよう」と私はその前日に思いつき、各部落に連絡はして置いたものの、進駐軍がひどくこわがられていたそのころのことである。はたしてどの位集まるだろうかと心配していた。

だが、こわいもの見たさが手伝ったものだろうか。朝の八時ごろには続々と人が集まって、長い参道に、二列、三列に並ぶ盛況になったのは、幸先きよく思われた。

午前九時四十五分、ダイク代将、バンス、ストツブ両大尉の一行が、ジープで到着した。出迎えの町長らが田舎流の丁寧なお辞儀をすると、一行も機嫌よく日本式の礼を返していた。参道に並ぶ婦人達の歓迎にも、気さくに答礼していたが、そんな態度からは、宮地先生の話された靖国神社における不機嫌さは、みじんも感じられなかった。

祭典がはじまった。宮地博士から「靖国神社の例もあることだから、直会はいつでも始められるように置いて置いた方がよい」と注意されていたので、心きく総代を三人、直会係にまわし、万端の準備をととのえさせてはあったものの、彼らが何時席を立つたか、気が気ではなかった。

ところが、ダイク代将たちは、最後まで席を立たなかった。案内役の岸本英夫博士の説明に耳を傾けながら、写真をとりにまわっていた。浦安の舞にはとくに興味をひかれたらしい。また拝殿に子供づれの母親たちを入れて置いたが、お祭りの最中に幼児たちがヨチヨチ歩きまわる光景も、彼らを喜ばせたと見受けられた。

直会の時もそうだったが、ことにお祭り中は、司令部の人と言

えども、祭りに加わる以上は、神道の作法に従ってほしいと私は念じていた。そしてダイク代将たちがそのようなようにしてくれるように仕向けたのだったが、意外にも彼らは一々作法通りに振舞ってくれた。それは、神社に仕える者にとっては、まことに嬉しいことだった。

礼をすべきときには、皆と一緒にしていたし、宮地博士は「彼らは絶対に玉串をあげない」と言っておられたが、玉串を持って行かせたら、礼儀正しく拝礼して奉奠してくれたのである。(中略) 一行が帰ったあとで、氏子たちは「アメリカ人だって、我々と大して変わらない人間じゃないか」と口々に言っていた。

しかもその氏子たちは前日まで、「進駐軍は何しにくるのだ。お宮をこわせと言ったって、こわさせないぞ」などと、殺気立ったことを言っていたのである。(以下略)

この視察の意味や結果を当日の山口宮司ご自身が、どこまで理解していたかは、後日談だけに明白ではない。しかし、その後もダイク代将は、宮中の新嘗祭・伊勢神宮の見学を希望していたが実現せず、ダイク代将等の神社見学は、十一月二十日の靖国神社「臨時大招魂祭」の祭典参列と十一月二十五日の山口村(所沢市山口)の中氷川神社における「新嘗祭」祭典参列の二箇所にとどまり、この二つの祭りの参観によって、神社というものに対する予想外の理解と好感とをもったことは神社界にとって、まことに不幸中の幸いともいうべきことであった。

昭和二十年九月二十二日に民間情報教育局が設置され、その後十月初旬から僅か二か月弱という短い期間にまとめられることになった「神道指令」二一(ホ)―(2)において、「神社神道ハ國家カラ分離セラレ、ソノ軍國主義的及至過激ナル國家主義的要素ヲ剝奪セラレタル後ハ若シソノ信奉者ガ望ム場合ニハ宗教トシテ認メラレデアラウ、而シテソレガ事實日本人個人ノ宗教ナリ或ハ哲學ナリデアル限りニ於テ他ノ宗教同様ノ保護ヲ許容セラレデアラウ」という一文が、発令間近の十二月十日頃、最後に修正がなされたことに大きく影響したと思われる。

七十年前、神社界の命運が決定した大切な場面である。

神社庁設立七十周年記念 新庁舎建設事業について報告 前原利雄

本年、平成二十八年三月五日には埼玉県神社庁設立七十周年を迎えます。

その記念事業として、予てよりの懸案でありました「新庁舎建設事業」が、来る三月三日、地鎮祭齋行を以て愈々着工の運びとなりました。

現在の庁舎（埼玉県神社会館）は、昭和三十七年三月着工、夏頃竣工、九月十三日竣工祝賀神職大会が開催され業務が始まりました。爾来、埼玉県神社会館は本県神社界の要衝として、五十有余年の長きに亘り風雪に耐えてきました。然るに、近年老朽化甚だしく事務室も手狭になり、庁舎建替えの声が高まって参りました。

幸いにも武蔵一宮氷川神社のご厚意により、複数の建設候補地をご提案戴き、平成二十五年七月から、中山高嶺庁長の諮問による「新庁舎建設検討委員会」（委員長 竹本佳徳副庁長）にて、凡そ一年に及ぶ協議検討を重ねた結果、庁舎建設に最適地であることから、各関係方面との折衝・手続きを経て、その後の神社庁協議員会にて新庁舎建設が承認可決され、二十六年四月、正式に「新庁舎建設委員会」を立ち上げ具体的な準備に取り掛かって参りました。

先ず施工業者については、近年氷川神社祈禱殿を受注し諸官庁との調整手続きに精通しており、後々の保守管理にも有利であることから、設計業務を含め清水建設（株）に決定致しました。

また、建設敷地として、当初検討委員会の答申では、旧清風荘跡地とする内容でありましたので、早速に地盤等環境調査を実施したところ、地下に公設の雨水排水管があることが判明し、建設不可能と判断、急遽、他の候補地であった神社境内西側駐車場を選定、同様の調査の結果特段問題もなく最終決定致しました。

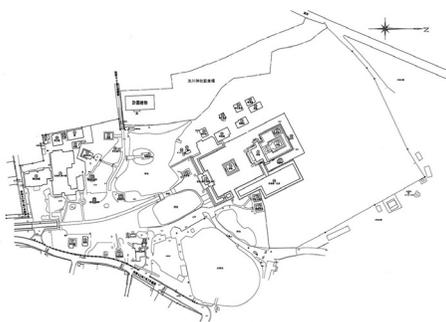
企画設計では、一階に事務所機能に加え庁長室・応接室・和室・潔斎所その他、現在秩父にある神社調査資料室（図書室・倉庫）をも移転します。二階は神社庁の宗教法人化を見据え、神殿・講堂（百名収容可）を設けます。今後は、神社庁役員会・協議員会・教化委員会等諸会議や研修会、講演会などにも利用出来ることとなります。

以上の内容を基本方針として、その後も建設委員会を開催し、企画設計・概算見積等検討を加え、昨年二月には、総事業費四億三千万円（内訳①本体建設費 三億五千万円 ②付帯工事費 五千万円 ③予備費 三千万円）とする「新庁舎建設事業」趣意書を作成。内、二億五千万円を広く県内の神社、神職各位に御浄財を仰ぐことと相成った次第であります。平成二十七年十二月二十五日現在の 新庁舎建設資金収納状況は、募金収納額九千二百二十七千四百八十八円、達成率は三十七パーセントとなっております。

昨年五月より、予定通り敷地実測・境界査定・近隣説明等に入りましたが、市との事前相談の中、市条例に基づく開発行為の申請が必要となり、その手続きの為六ヶ月程度遅滞致しました。現在、各法令及び規則に基づく神社本庁他承認申請等の手続き並びに公告を終え、実施設計の承認を経て、設計契約、確認申請の段階まで進んでおります。

今後は、三月三日の地鎮祭齋行の後、凡そ九ヶ月間の工事期間を経て、竣工・引渡しは、十一月末を予定しております。尚、ご参考までに、設計概要を参照願います。

何卒、各位の格別の御理解と御協力を賜りますよう、宜しくお願い申し上げます。（神社庁 参事）



所在地	さいたま市大宮区高鼻町1丁目447-1
敷地面積	5,448.63㎡
用途地域	第一種低層住宅専用地域
防災地域	防災指定なし
構造	鉄骨造
階数	地上2F
建築面積	299.86㎡
延床面積	571.13㎡
最高高さ	7.85m
工期	H28.03～H28.11

計画概要

- ・今回計画は平成28年3月の70周年記念事業として行う埼玉県神社庁舎の移転新築工事です。
- ・建物内部は既存の事務機能に加え、新たに総檜造りの神殿を設け、併設する講堂は可動間仕切により様々な規模の研修、会議に対応可能と致します。
- ・移動書架を設置可能な資料室も今回新たに設けた施設とします。

設計主旨

- ・日常の事務ゾーンと、研修ゾーンの動線を明快にし、機能的で使い勝手の良い建物とします。
- ・現代的でシンプルな意匠に、神社らしい清々しさを感じさせる外観とします。
- ・神社庁としての格式ある神殿を設けます。

外部仕上 屋根：ガルバリウム鋼板 瓦葺、外壁：押出成形セメント板 塗装仕上

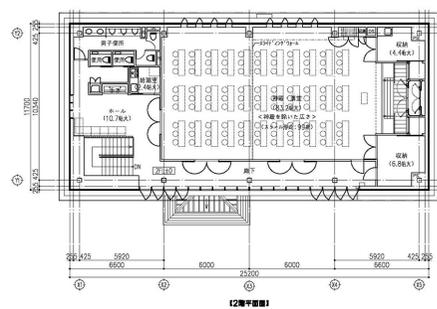
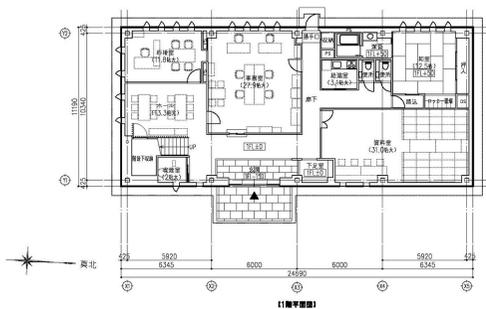
内部仕上 【神殿・講堂】 床：フローリング張、壁：塗装仕上、天井：塗装仕上、神殿：総檜造り、鋳金物
【事務室】 床：タイルカーペット敷、壁：ビニールクロス張、天井：ビニールクロス張



外観パース



神殿
内観パース



雅楽普及研修会

高橋 信和

去る九月三日、四日と二日間に亘り、武蔵一宮氷川神社呉竹荘を会場に、平成二十七年雅楽普及研修会が開催されました。神職、一般の方を合わせて十三名が受講しました。

初日は、正式参拝の後、開講式では、東角井権宮司、前原参事より挨拶があり、講師紹介、日程確認を行いました。その後、笙、篳篥、龍笛の管ごとに分かれて、「平調音取」「越天楽」「五常楽」「陪臚」を中心に、各講師から唱歌、演奏等の指導が行われました。

二日目は、午前十時から初日同様管ごとに分かれて、前日の課題曲に加えて、初回から継続的に受講される経験者も見られることから、今回新たな試みとして、朝日舞の指導が行われました。午後からは受講生が一堂に会し、三管揃ったの合奏研修が行われ、今回の



研修の成果を確認しました。その後、閉講式が行われ、研修を修了しました。本研修会は、初心者も受講しており、雅楽普及の一助になっていることを実感しました。

(神社庁主事補)

本宗奉賛委員会および神宮大麻暦頒布始祭

高橋 寛司

十月九日、埼玉県神社庁本宗奉賛委員会が、武蔵一宮氷川神社大ホールで開催された。

本宗奉賛委員会(押田豊委員長)では、先ず事務局から、平成二十七年神宮大麻暦交付数等、本宗奉賛に関する取り組みについて報告された。次いで、三カ年継続神宮大麻都市頒布向上計画・モデル支部である秩父・大里・北葛飾支部の取り組み、過去の指定支部も含めて各支部長・事務局長・関係団体・総代会からの報告がなされた。

その後、小ホールに移動し、埼玉県神社庁神宮大麻暦頒布始祭が氷川神社神職により斎行された。終了後、神宮大麻暦頒布表彰があり、優良支部として南埼玉支部、特別優良者として蘭田稔秩父神社宮司、優良者として松岡縁萩日吉神社



岡縁萩日吉神社 彌宜、福井千秋 高城神社宮司、南條喜三郎八幡神社宮司に表彰状・記念品が授与された。

(庁報編集委員)

平成二十七年神社実務研修会開催のお知らせ

神島 歩

期日 平成二十八年二月二十五日(木・赤口)
会場 川越市 氷川会館
主 題 「神社実務の現状と今後の課題について」

副 題 「神社で行う防犯・防災対策」
開催趣旨 近年全国的に事件や事故、災害が多発しており、各地で大きな被害が発生しています。その態様も多様化大規模化の傾向にあります。また神社に於いても、神社運営における賠償事故や天災による被害、身近なところでは賽銭泥棒など、社会情勢の変化や犯行手口も様々になってきており、神社界としてもこの様な状況に防衛対策を練らなければなりません。我々は神社や鎮守の社を護る上で、防犯・防災対策を氏子から求められています。兼務神社をはじめとする大多数の神社では、神職・総代・氏子による防犯・防災のためのコミュニケーション形成が必要な時世になりました。今回の研修会では、神社で起きうる事件・事故などを未然に防ぐ方法、又起きてしまった場合の対処方法を学びたいと思います。

講 師 武田淳氏(埼玉県神社庁主事補)

協力・有限会社村上(村上代理店)
「賠償事故から神社運営を考える」
埼玉県警察本部生活安全企画課職員
「神社における防犯対策」
埼玉県庁危機管理防災部職員
「神社における防災対策」

この他、研修部担当班による防犯対策についての報告および防犯・防災用具の展示もございます。

二月十五日(月)申込締切 支部事務局まで
(教化委員会研修部班長)

庁務日誌抄

10・20	故細川元統理を偲ぶ会 中山庁長出席 於 東京大神宮	12・16	庁報取材 朝日・高橋(寛) 編集委員出席 於 松岡正枝宅
10・21	神社本庁定例評議員会 中山・竹本・大野・前原出席 於 神社本庁	12・22	庁報取材 高橋(寛) 編集委員出席 於 水宮三衛宅
10・22	研修部会(神島班) 中山・竹本・大野・前原出席 於 神社本庁	平成二十八年	
10・29	事業部会(東角井班) 事業部会(甲田班) 於 川越・永川会館	1・15	埼玉県宗教連盟理事会・新年会 宮澤主事出席 於 浦和・高砂
10・29	研修部会(神島班) 於 神社庁	1・18	神社庁新年互礼会 七十三名出席 於 大宮・清水園
10・29	全国八幡宮連合研修会 中山庁長出席	1・19	庁報編集委員会 事業部会(甲田班) 於 神社庁
11・10	於 大宮八幡宮・京王プラザホテル 今こそ憲法改正を、万人大会 中山庁長他百三十四名参加 於 日本武道館	1・22	事業部会(甲田班) 於 神社庁
11・11	事業部会(原班・東角井班合同) 於 大宮・水川神社	任 免 辞 令	
11・12	研修部会(神島班) 庁報編集会議 於 神社庁	10・15	淵泉 貴文 新 水川神社欄宜 (入 間)
11・20	中山庁長・前原参事出席 東部四支部再編準備総会 竹本副庁長・前原参事出席 於 明治記念館	10・15	中山 高明 兼 岩根神社宮司 (秩 父)
11・24	神社庁関係団体連絡協議会・神社庁研修所運営 大里・児玉支部合併準備総会 於 市民プラザかぞ	11・1	大川 純孝 本 久伊豆神社他五社宮司代務者 (秩 父)
11・26	竹本副庁長出席 東部三支部再編準備総会 押田副庁長・前原参事出席 於 榎山神社	11・1	中村 妙子 新 菖蒲神社欄宜 (北埼玉)
12・2	全国教化会議 馬場・山田教化副委員長出席 文化庁主催不活動宗教法対策会議 高橋主事補出席 靖國神社霊障簿からの氏名抹消訴訟第六回口頭 弁論・同報告集会 前原参事傍聴 正副庁長会 於 東京地裁・靖國神社	11・15	野原 朋之 新 八幡神社欄宜 (南埼玉)
12・4	於 アクシス春日部	11・15	野原 朋之 新 八幡神社欄宜 (南埼玉)
12・8	於 神社本庁	11・16	設楽 庸一 本 棕神社宮司 (秩 父)
12・9	於 大宮・清水園	12・1	鈴木 亜紀 新 彦江神社欄宜 (北葛飾)
		12・1	鈴木 智晴 新 彦江神社欄宜 (北葛飾)
		免	水科 美香 鷲宮神社欄宜 (北葛飾)
		11・15	設楽 義一本 棕神社宮司 (秩 父)
		11・30	譽田 勝繁 本 久伊豆神社欄宜 (南埼玉)
		帰 幽	長宮水川神社宮司 星野昌弘 (入 間)
			八幡神社宮司 稲葉日出夫 (秩 父)
			神明神社宮司 加藤久安 (南埼玉)

「神主さんと神社を学ぼう!」開催のお知らせ
東角井 真 臣

来る三月二十六日(土・先勝)、武蔵一宮水川神社におきまして、「神主さんと神社を学ぼう!」を開催致します。三年間に亘り展開してきた教化委員会の事業で、一般の方に神道や埼玉県の神社の魅力を学んで頂く事を目的に、神社庁と水川神社で共催致します。

社務所では「祓詞浄書体験」や「神話カレンダーの原画展」、「わたしの・我が家の神棚物語」入賞作品展、「神話講談」、「神道の話」、「埼玉県の神社紹介」を行います。

神楽殿では「神話の語り部」、「雅楽・神楽奉奏」、「作法・祭典講座」を行います。

境内では、「氏神検索コーナー」、「境内案内」を行います。

またさいたま新都心にあるコクーンシティではプレ事業として日本の神話(倭建命)と水川神社「四季の祭り」期間三月十二日(三月二十六日)を開催致します。また三月二十日・二十一日は様々な企画を行う予定です。

神社庁前では神道関係書籍、神棚祭具、神話カレンダーの販売、食事や御菓子等の販売も致します。また参道では市民団体による市場や東北復興支援販売会を開催予定です。

各種催しや当日スケジュール等を掲載したチラシを作成致しましたので、氏子や参拝者への配布を希望される方は神社庁までお問い合わせ下さい。

(教化委員会事業部長)

埼玉県神道青年会事業報告

東角井 真臣

平成二十七年四月以降の主な活動について報告を申し上げます。

◎お田植祭(事業企画部)

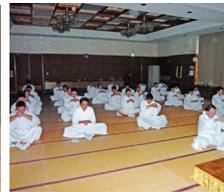
六月十三日、当会の宮本修副会長が本務する深谷の玉津島神社御神田にてお田植祭を斎行しました。当会創立六十周年記念事業として始められました。当日は県内各地より親子連れなど一般を含む七十五名が参加しました。星野貴之副会長が斎主奉仕し、祭典を行い、田植え作業に移りました。他にも餅つきや火鑽り具を使つての火起こし体験、綿アメ作り等を行いました。



生に「忠魂碑の意義と課題」という題で御講義を頂きました。また小林威明室長が忠魂碑調査の中間報告を行いました。

◎禊錬成研修会(研修部)

九月十七日には寶登山神社をお借りしまして禊錬成研修会を開催致しました。生憎の雨の中、三十二名の受講生が禊、鎮魂を行いました。併せての勉強会では、陸上自衛隊化学学校校長・大宮駐屯地指令・陸将補の今浦勇紀先生に、「日中韓関係と今後の日本の選択」と題して御講義を頂きました。



◎『神青ジャーナル』発行(事業発信部)

九月十九日、会員向け広報誌『神青ジャーナル』を発刊致しました。また、Facebookを用いての活動報告を行っております。二月下旬には会報『溪流』を発刊予定です。



◎抜穂祭(事業企画部)

九月二十七日に、星野副会長齋主の下、抜穂祭を斎行しました。初夏に植えた苗も無事実り、金色に輝く穂波揺れる神田に入り丁寧に収穫しました。その後、竈でお米を炊き、普段とは違うご飯の味に皆驚いてお



りました。毎回多くの親子連れを招いて、神道の根源、日本人の心でもある米作りを体感してもらい、神道の教化につなげております。

◎一都七県野球大会(野球部)

十月八日、明治神宮軟式野球場にて一都七県神職野球大会が開催され、埼玉県からは、二チームが参加しました。Aチームは三位、Bチームが四位という結果となりました。

◎献穀慰霊祭並びに終戦七十年記念献木(研修部・事業企画部)

十一月九日、終戦七十年に際し、御神田事業で収穫したお米を埼玉県護國神社に奉納し、宮本副会長の斎主奉仕により、献穀慰霊祭を斎行し、併せて榊二本を記念植樹致しました。



◎忠魂碑調査(時局対策室)

平成二十七年は戦後七十年にあたり、ご英霊を顕彰する目的から、埼玉県内の忠魂碑等の調査を行っております。埼玉県遺族連合会のお力添えを頂きながら、県内の忠魂碑八百基以上を会員が現地調査し、調査資料を二年計画で本に纏めようと奮闘中です。本年も引き続き有意義な活動を続けて参りますので、会員の皆様の御参加、諸先輩方の変わらぬ御支援御指導の程宜しくお願い致します。(神道青年会長)



◎時局研修会(時局対策室)

八月三十一日に神道政治連盟埼玉県本部との共催で時局研修会を行い、埼玉県護國神社参拝の後、國學院大學名誉教授の大原康男先

